

藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
藤沢市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、組織改正により公民館の執行体制に変更が生じたため、公民館運営審議会に関する要件を改正する必要がある。

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市公民館条例施行規則（昭和 34 年藤沢市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、各公民館において総括し、及び処理する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市公民館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議会の委員長及び副委員長)</p> <p>第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、議事その他の会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、委員長が招集する。</p> <p>2 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第4条 審議会の庶務は、各公民館において総括し、及び処理する。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議会の委員長及び副委員長)</p> <p>第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、議事その他の会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、委員長が招集する。</p> <p>2 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>(書記)</p> <p><u>第4条 審議会に書記を置き、各公民館職員のうちから、教育長が任命する。</u></p> <p><u>2 書記は、委員長の指揮を受けて、委員会の庶務を処理する。</u></p> <p>(以下省略)</p>